

天童市告示第158号

令和6年12月26日

天童市犯罪被害者等見舞給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天童市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第15号）第10条の規定に基づき、犯罪被害者が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために実施する犯罪被害者等見舞給付金（以下「見舞給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 傷害 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上で、かつ、病院に3日以上入院することを要するもの（疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞給付金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者に対し、見舞給付金を支給する。

2 前項の犯罪被害者は、犯罪被害に係る犯罪行為が行われたときにおいて、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）又はそれに準ずる者として市長が適当と認める者とする。

(見舞給付金の種類)

第4条 見舞給付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族見舞給付金
- (2) 傷害見舞給付金

(見舞給付金の額)

第5条 見舞給付金の額は、次の各号に掲げる見舞給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞給付金 30万円（傷害見舞給付金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞給付金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限

る。) にあつては、20万円)

(2) 傷害見舞給付金 10万円

(遺族見舞給付金の支給対象者の範囲)

第6条 犯罪被害者が死亡した場合において遺族見舞給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 犯罪被害者の子
- (3) 犯罪被害者の父母
- (4) 犯罪被害者の孫
- (5) 犯罪被害者の祖父母
- (6) 犯罪被害者の兄弟姉妹

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって、次条第1項に定める支給対象者の順位における先順位若しくは同順位の支給対象者となるべき者を故意に死亡させた者は、支給対象者としなないものとする。

(遺族見舞給付金の支給対象者の順位)

第7条 前条に掲げる支給対象者の順位は、別表に定めるとおりとする。

- 2 支給を受けるべき支給対象者(以下「遺族見舞金代表受給者」とする。)は、犯罪被害者が死亡した時において、生存する支給対象者の中で、別表に定める順位における最上位の者とする。この場合において、別表に定める順位について同順位の者が存在する場合は、当該同順位の者の間で協議し、遺族見舞金代表受給者を決定しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象者間での協議において支給対象者の代表者を決定した場合には、その代表者を遺族見舞金代表受給者とすることができる。

(傷害見舞給付金の支給対象者)

第8条 傷害見舞給付金の支給対象者は、犯罪行為により傷害を負つた犯罪被害者とする。

(見舞給付金の支給の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞給付金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者が加害者と夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)又は直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者を含む。)若しくは3親等内の親族(以下「親族関係」という。)である場合。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合については、この限りではない。

ア 当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合

イ 犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第13条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(2) 犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者が加害者に対し、次のアからウまでのいずれかに該当する行為があった場合

ア 犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 犯罪行為を誘発する行為

ウ 犯罪行為に関連する不法行為

(3) 犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者が、天童市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当する場合

(4) 犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に傷害を負わせた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は遺族見舞金代表受給者と加害者との関係その他の事情を考慮し、見舞給付金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

（見舞給付金の支給の申請）

第10条 遺族見舞給付金の支給の申請をしようとする者（以下「遺族見舞給付金申請者」という。）は、天童市犯罪被害者等見舞給付金（遺族見舞給付金）支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 犯罪被害者が、犯罪行為が行われた時において市民であったことを確認することができる住民票又は戸籍の附票の写し

- (3) 遺族見舞給付金申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍の謄本又は抄本その他のこれらを確認することができる証明書の写し
 - (4) 遺族見舞給付金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
 - (5) 遺族見舞給付金申請者が犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）以外の者であるときは、犯罪被害者の遺族見舞金代表受給者であることを証明することができる書類
 - (6) 遺族見舞給付金申請者が別表順位の欄 2 から 8 までに該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
 - (7) 第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により決定された代表者が申請をする場合は、天童市犯罪被害者等見舞給付金（遺族見舞給付金）申請及び受給に係る代表者選任届（様式第 2 号）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 傷害見舞給付金の支給の申請をしようとする者（以下「傷害見舞給付金申請者」という。）は、天童市犯罪被害者等見舞給付金（傷害見舞給付金）支給申請書兼請求書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 犯罪被害者が傷害を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し
 - (2) 犯罪被害者が犯罪行為が行われた時において市民であったことを確認することができる住民票又は戸籍の附票の写し
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前 2 項に規定する遺族見舞給付金申請者及び傷害見舞給付金申請者（以下「給付金申請者」という。）がやむを得ない事情によりそれらの規定による申請（以下「支給申請」という。）をすることができないときは、当該申請者に代わって、前条第 1 号に規定する親族関係にある者又は法定代理人が支給申請をすることができる。この場合において、支給申請をする者は、前 2 項に規定する書類のほか、犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍の謄本若しくは抄本その他のこれらを確認することができる書類又は法定代理人であることを証明することができる書類を申請書に添えるものとする。
- （見舞給付金の支給の申請の期限）

第 11 条 見舞給付金の支給の申請は、前条第 3 項に規定する給付金申請者が当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは前条の支給申請をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請をすることができなかつたときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、前条の支給申請をすることができる。

(見舞給付金の支給の決定等)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があつたときは、山形県警察本部の意見を聴取し、その内容を審査の上、見舞給付金の支給の可否を決定し、当該決定の内容を天童市犯罪被害者等見舞給付金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により第10条第3項に規定する給付金申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給の決定をした場合は、当該支給決定日を見舞給付金が請求された日とみなし、見舞給付金を支給するものとする。

(見舞給付金の支給の取消し及び返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞給付金の支給の決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、見舞給付金の支給を受けたとき。

(2) 第9条各号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定による支給の決定の取消し及び返還の命令は、天童市犯罪被害者等見舞給付金支給決定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、見舞給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

順位	対象者
1	犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
2	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子（犯罪被害者の死亡したときに胎児であった子が出生した場合における当該子については、当該子の母が犯罪被害者の死亡したときに犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子とみなす。）
3	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の養父母
4	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の実父母
5	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の孫
6	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の養祖父母
7	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の実祖父母
8	犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の兄弟姉妹
9	2に該当しない犯罪被害者の子（犯罪被害者の死亡したときに胎児であった子が出生した場合における当該子を含む。）
10	3に該当しない犯罪被害者の養父母
11	4に該当しない犯罪被害者の実父母
12	5に該当しない犯罪被害者の孫
13	6に該当しない犯罪被害者の養祖父母
14	7に該当しない犯罪被害者の実祖父母
15	8に該当しない犯罪被害者の兄弟姉妹